

令和8年度

第1回中国地域発展推進会議

総会議案書（案）

令和8年5月25日

中国地域発展推進会議

令和7年度事業報告

1. 事業概要

令和7年5月に山口県で開催した第1回発展推進会議において、令和6年度事業報告・収支決算（案）ならびに令和7年度事業計画・収支予算（案）について承認を受けた。また、中国地域発展推進会議の活性化の方針を確認するとともに、「若者・女性にも選ばれる地方づくりに向けた取組について」をテーマに意見交換を行った他、温暖化対策検討部会の活動報告・共同アピール採択を行い、インバウンド誘致強化委員会からの活動報告が行われた。

中国地域発展推進会議の活性化については、人口減少をはじめとする諸課題が山積する当地域では、行政と経済界が連携を一層強化していくことが不可欠との認識を共有した上で、地方創生に向けた認識の共有化や官民連携の取り組みの充実に向け、「中国地域発展推進会議」という“場”をより一層活用する方向で、所要の見直しを行っていくことを確認した。そして、その具体策として、まずは、共同アピールの取り纏めを進めていくとともに、中国地域発展推進会議が母体となり、国の動きと歩調を合わせて、「広域リージョン連携」を強力に推進していくことを決議した。

テーマに基づく意見交換では、働き方改革の推進、アンコンシャスバイアスの解消、リスクリングの推進、シビックプライドの醸成をはじめとする多岐にわたる課題と対応について紹介があり、次回会議までにこれらの意見を盛り込んだ共同アピール文案の検討を進めることとした。

温暖化対策検討部会の活動報告・共同アピール採択では、温暖化対策検討部会による脱炭素化推進の具体的な取組について報告を受けるとともに、アピール文「地域の脱炭素化の推進について」の採択を行った。

9月に広島県にて開催した第2回発展推進会議では、共同アピール「魅力ある中国地方の創生に向けて～若者・女性にも選ばれる地方づくり～」を決議するとともに、広域リージョン連携に関する具体的な取り組みを検討・展開していくための検討部会として「中国地域広域リージョン連携プラットフォーム」の設立について決議した。

続いて開催された「中国地域広域リージョン連携プラットフォーム会議」においては、総務省により公表された「広域リージョン連携推進要綱」も踏まえてとりまとめた「中国地域広域リージョン連携宣言」を決議・公表した。

また1月に臨時総会を書面開催し、退任した湯崎広島県知事の後任である横田知事を監事に指名した。

2. 会議の開催

(1) 中国地域発展推進会議

[第1回]

- ・ 月日・場所 令和7年5月28日(水)
下関グランドホテル(山口県)
- ・ 議 題 ①令和6年度事業報告及び収支決算(案)について
②令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
③中国地域発展推進会議の活性化について
④意見交換
 - ・ 若者・女性にも選ばれる地方づくりに向けた取組について⑤温暖化対策検討部会の活動・共同アピール
⑥インバウンド誘致強化委員会報告

[第2回]

- ・ 月日・場所 令和7年9月3日(水)
ホテルグランヴィア広島(広島県)
- ・ 議 題 ①共同アピール「魅力ある中国地方の創生に向けて～若者・女性にも選ばれる地方づくり～」
②広域リージョン連携に向けた対応について

[臨時]

- ・ 月日・場所 令和8年1月23日(金)(書面開催)
① 役員選任

(2) 幹事会

[第1回]

- ・月日・場所 令和7年4月21日（月）
鳥取県庁（鳥取県・web 併用）
- ・議 題 ①令和7年度第1回中国地域発展推進会議総会議案書
②令和7年度第1回中国地域発展推進会議の進め方について
③発展推進会議に係る意見照会結果と対応案について

[第2回]

- ・月日・場所 令和7年8月5日（火）（web 形式）
- ・議 題 ①令和7年度第2回中国地域発展推進会議の進め方について
②共同アピール（案）について
③広域リージョン連携に向けた対応について

(3) 中国地域広域リージョン連携プラットフォーム会議

- ・月日・場所 令和7年9月3日（水）
ホテルグランヴィア広島（広島県）
- ・議 題 ①広域リージョン連携に向けた対応について
②連携宣言書の採択

(4) 温暖化対策検討部会

[第25回]

- ・月日・場所 令和7年5月9日（金）
エディオンピースウイング広島
- ・議 題 ①運営要領・委員名簿の確認
②2025年度「温暖化対策検討部会の取組」について
③2025年度「各県・団体の脱炭素化に向けた取組」（情報交換）

[第26回]

- ・月日・場所 令和7年9月3日（水）（書面開催）
- ・議 題 温暖化対策検討部会の取組について

令和7年度収支決算(案)

[令和7年4月1日～令和8年3月31日]

(収 入)

単位:円

項 目	令和7年度 予算額(A)	令和7年度 決算額(B)	差額 (B)-(A)	摘 要
負担金	1,200,000	1,200,000	0	中国地方知事会 600,000 経済団体 600,000
その他収入	0	0	0	
雑収入	10,000	9,425	▲575	預金利息
繰越金	5,419,383	5,419,383	0	
合 計	6,629,383	6,628,808	▲575	

(支 出)

単位:円

項 目	令和7年度 予算額(A)	令和7年度 決算額(B)	差額 (A)-(B)	摘 要
事業費	1,330,000	1,441,906	▲111,906	推進会議(2回) 1,058,589 幹事会(2回) 0 検討部会(会議,視察) 383,317
事務費	260,000	155,225	104,775	事務局旅費 144,320 資料費 0 通信・運搬費等 10,905
その他	0	0	0	
予備費	5,039,383	0	5,039,383	
合 計	6,629,383	1,597,131	5,032,252	

次年度 繰 越	(収入決算合計) 6,628,808	—	(支出決算合計) 1,597,131	=	(令和8年度への繰越額) 5,031,677
------------	-----------------------	---	-----------------------	---	---------------------------

監査報告書

中国地域発展推進会議の令和7年度収支決算について確認したところ、適正に処理されていたことを認める。

令和8年4月10日

監事

広島県知事

横田 美香



監査報告書

中国地域発展推進会議の令和7年度収支決算について確認したところ、適正に処理されていたことを認める。

令和8年4月10日

監事 (一社)岡山県商工会議所連合会

会長 松田 久



令和8年度事業計画(案)

1. 事業概要

中国地域の活性化に資する諸課題や、県境を越えた広域的な活動などについて、会議の場で幅広く意見交換を行い、共同アピールを含めた実践的な対応に結び付けていく。また、意見交換結果を踏まえ、官民が一体となって検討すべきテーマを選定した場合、具体的な検討内容等については、必要に応じ検討部会等を設置して協議する。

広域リージョン連携については、「中国地域広域リージョン連携プラットフォーム」において、「中国地域広域リージョン連携ビジョン」に掲げる取り組みを進める。この内、インバウンド観光については、「中国地域観光推進協議会 インバウンド誘致強化委員会」から、事業計画や推進状況について適宜報告を受けるとともに、同委員会の活動について、必要に応じて効果的な取組ができるよう協力する。

このほか、温暖化対策の推進について引き続き取組を進める。

2. 会議の開催

(1) 中国地域発展推進会議

[第1回]

- ・月日・場所 令和8年5月25日(月) ホテルグランヴィア岡山(岡山県)
- ・議題 ①令和7年度事業報告及び収支決算(案)について
②令和8年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
③報告
 - ・温暖化対策検討部会の活動について

[第2回]

- ・月日・場所 令和8年10月26日(月) 鳥取県内
- ・議題 ①中国地域の諸課題についての意見交換
②その他

(2) 幹事会

[第1回]

- ・時期・場所 令和8年4月27日(月) 岡山県庁(web併用)
- ・議題 ①令和8年度第1回中国地域発展推進会議等の進め方について
②「中国地域広域リージョン連携ビジョン(案)」について

[第2回]

- ・時期・場所 令和8年9月(web形式)
- ・議題 ①発展推進会議に関する議案の検討
②その他

(3) 中国地域広域リージョン連携プラットフォーム会議

[第1回]

- ・月日・場所 令和8年5月25日(月) ホテルグランヴィア岡山(岡山県)
- ・議題 ①「中国地域広域リージョン連携ビジョン(案)」について
②報告
・インバウンド観光事業の推進について

[第2回]

- ・月日・場所 令和8年10月26日(月) 鳥取県内
- ・議題 ①連携プロジェクトの進捗報告

(4) 温暖化対策検討部会

[第29回]

- ・月日・場所 令和8年4月22日(水) TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前(広島県)
- ・議題 ①今年度の取組について
②今年度の各県・団体の取組について

[第30回]

- ・月日・場所 令和8年9月頃(場所未定)
- ・議題 ①温暖化対策検討部会の取組状況について
②その他

令和8年度収支予算(案)

[令和8年4月1日～令和9年3月31日]

(収 入)

単位:円

項 目	令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	差額 (A)-(B)	摘 要
負担金	1,200,000	1,200,000	0	中国地方知事会 600,000 経済団体 600,000
その他収入	0	0	0	
雑収入	10,000	10,000	0	預金利息
繰越金	5,031,677	5,419,383	▲387,706	
合 計	6,241,677	6,629,383	▲387,706	

(支 出)

単位:円

項 目	令和8年度 予算額(A)	令和7年度 予算額(B)	差額 (A)-(B)	摘 要
事業費	1,330,000	1,330,000	0	推進会議(2回) 800,000 幹事会(2回) 30,000 温暖化対策検討部会 500,000
事務費	260,000	260,000	0	事務局旅費 200,000 資料費 50,000 通信・運搬費等 10,000
その他	0	0	0	
予備費	4,651,677	5,039,383	▲387,706	
合 計	6,241,677	6,629,383	▲387,706	

(参考資料)

「中国地域発展推進会議」設立趣意書

近年、中国地域の経済は、一部に活況を呈している地域があるものの、東京一極集中による地域間格差や、全国的にも顕著な人口減少・高齢化の進行により疲弊しており、加えて海外に目を向けると、東アジアの興隆や国際化の進展等による厳しい地域間競争に晒されている。

こうした当地域を取り巻く厳しい環境に対応するため、地域として早急に新たな対策を図り、地域の活性化を実現しなければならないが、そのために残された時間は多くない。取り急ぎ、地方分権改革の流れを加速させていくとともに、目下策定されている「広域地方計画」等で提起された施策の効率的、効果的な実施が求められる。即ち、自立した広域的な地域の経営が、地域活性化のカギと言える。

他地域においては、急速な社会経済の変化に対応するため、広域的に官民一体となった種々の活動がなされてきている。しかし、中国地域においては、残念ながらこれまで県境を越えた広域にわたる課題に対して、官民が協働して地域を創造していく活動はほとんど見受けられない。

については、国内外の地域間競争に打ち勝つために、中国地域の行政と経済界のトップが一堂に会し、当地域の特色を活かした地域の発展に取り組むことを目的とした協議体『中国地域発展推進会議』を設置せんとするものである。

平成 20 年 11 月 17 日

中国地域発展推進会議

中国地域発展推進会議 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「中国地域発展推進会議（以下「推進会議」という。）」と称する。

(目 的)

第2条 推進会議は、中国地方各県知事と経済界の代表が、地域経済の活性化等に資する諸課題や施策について協議し、実践的に取り組むことを目的とする。

(活 動)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するために、第9条に掲げる総会を含め年2回開催するものとし、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 中国地域内における産業振興に関する事項
- (2) 中国地域全体の発展に資する社会資本整備に関する事項
- (3) 中国地域と海外との経済交流に関する事項
- (4) 環境問題など地域住民の安全・安心に関する事項
- (5) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項

第2章 組 織

(構 成)

第4条 推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 中国地方各県知事
- (2) 中国経済連合会会長および中国地方各県に所在する商工会議所連合会、経済同友会、経営者協会、商工会連合会、中小企業団体中央会からの代表団体の代表者のうち、各県から1名

第3章 役 員

(役 員)

第5条 推進会議に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

(選 任)

第6条 会長および副会長は、中国地方知事会会長と中国経済連合会会長をもってあてることとし、それぞれ総会で選任する。

2 監事は会長が総会に諮って指名する。

(職 務)

第7条 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

- 3 会長および副会長ともに事故があるときは、会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 監事は、推進会議の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前項にかかわらず前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 3 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 規約の制定および改廃
- (2) 事業計画および予算の決定
- (3) 事業報告および決算の承認
- (4) 検討部会の設置および廃止
- (5) その他必要な事項

- 4 会長は、簡易な事項または緊急を要する事項については、書面をもって意見を求め、総会の開催に代えることができる。

(幹事会)

第10条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事は次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 各県の担当部局長またはこれに準ずる者
- (2) 各県の経済団体を代表する経済団体の担当役員またはこれに準ずる者

- 3 幹事会は、次の事項について協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項および推進会議の運営に関し必要な事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他会務の執行に関する事項

第5章 部 会

(検討部会)

第11条 推進会議に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会の設置・廃止は総会で決定する。

- 3 検討部会は、会長が指名する者をもって構成する。

- 4 検討部会は、推進会議の目的を達成するため、特定の課題に関する企画立案および調査研究等を行なう。

- 5 検討部会の運営方法等については、会長が別に定める。

第6章 運 営

(経 費)

第12条 推進会議の経費は、構成団体の負担金およびその他収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 推進会議の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第14条 推進会議の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局は、中国地方知事会事務局および中国経済連合会内に置く。
- 3 事務局には、事務局長およびその他の職員を置き、会長がこれを任命する。

第7章 補 則

(その他)

第15条 本規約に定めるものの他、推進会議の運営に関し必要事項は、会長が定める。
但し、重要な事項は、総会に諮らなければならない。

付 則

この規約は、推進会議設立の日（平成20年11月17日）から施行する。

以 上

中国地域発展推進会議 委員・幹事・事務局名簿（敬称略）

令和8年4月1日現在

■中国地方知事会

委員	幹事	事務局
鳥取県 知事 平井 伸治（副会長）	令和の改新戦略本部 本部長 櫻井 理寛	政策戦略局総合統括課 係長 塩谷 慶久
島根県 知事 丸山 達也	政策企画局 局長 小笠原 唯真	政策企画監室 主任主事 安達 不二人
岡山県 知事 伊原木 隆太	総合政策局 局長 浜原 敬	政策推進課 主任 赤嶋 康人
広島県 知事 横田 美香（監事）	総務局 経営戦略審議官 内藤 和弘	経営企画チーム 参事 伊藤 智之 主査 中村 栄一朗 主任 佐々木 翔子
山口県 知事 村岡 嗣政	総合企画部 部長 藤井 将志	政策企画課 課長 竹本 敬史 主幹 伊本 昇司 主幹 四井 勇佑

■経済団体

委員	幹事	事務局
鳥取県商工会議所連合会 会長 平井 耕司	鳥取県商工会議所連合会 幹事長 桐林 正彦	鳥取商工会議所 事務局長 横山 憲昭
島根県商工会議所連合会 会頭 田部 長右衛門	島根県商工会議所連合会 幹事長 花形 泰道	島根県商工会議所連合会 事務局長 森岡 淳
（一社）岡山県商工会議所連合会 会長 松田 久（監事）	（一社）岡山県商工会議所連合会 専務理事 高橋 邦彰	岡山商工会議所 事業推進部 企画広報グループ マネージャー 古矢 博嗣
広島県商工会議所連合会 会頭 松藤 研介	広島県商工会議所連合会 幹事長 西本 尚士	広島商工会議所 地域振興課長 檜崎 茂 地域振興課 菊地 洋史
山口県商工会議所連合会 会頭 曾我 徳将	山口県商工会議所連合会 専務理事 嶋本 健児	山口県商工会議所連合会 常務理事 中川 章
（一社）中国経済連合会 会長 芦谷 茂（会長）	（一社）中国経済連合会 専務理事 谷口 雅彦	（一社）中国経済連合会 常務理事 鹿嶋 慎一郎 企画広報部長 加美川 誉 部長 竹中 宏之

※（ ）は、中国地域発展推進会議における役職（任期2年）（令和8年秋の会議まで）

以上